

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
守口市大宮通三丁目12番1
松源守口店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和8年2月6日（令和8年大阪府告示第161号）
- 3 守口市の意見の概要
 - (1) 周辺地域の総合的な生活環境の保持に配慮するとともに、守口市商業振興条例に規定する事業者の責務を果たすこと。
 - (2) 車両が滞留しないよう交通動線の確保に努めること。
 - (3) 敷地の境界線における騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準を遵守すること。
 - (4) 夜間における施設利用者の話し声等により近隣住民に迷惑をかけないように注意喚起に努めること。
 - (5) 早朝又は夜間における荷さばき作業に伴って発生する騒音により、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
 - (6) 駐車場におけるアイドリングストップ励行の十分な周知及び啓発に努めること。
 - (7) 一般廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等に基づく必要な手続を行うとともに、守口市一般廃棄物処理実施計画及び事業系ごみ減量・リサイクルの手引きに従い処理をすること。
 - (8) 一般廃棄物の収集運搬は、守口市許可業者に委託すること。
 - (9) 厨房、ごみ置き場等からの悪臭の発生を防ぐため、臭気対策の実施に努めること。
- 4 意見の縦覧の期間及び方法
 - (1) 期間
令和8年7月24日から同年8月24日まで
 - (2) 方法
 - ア インターネットの利用による縦覧
大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)
 - イ 書面による縦覧
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課